

【 画像診断 】

8 4 1 M R I 撮影（脳動脈瘤術後の経過観察）の算定について

《令和 8 年 7 月 3 1 日》

○ 取扱い

脳動脈瘤術後の経過観察における E 202 磁気共鳴コンピューター断層撮影（M R I 撮影）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

脳動脈瘤クリッピング術術後やコイル塞栓術術後において、再発の可能性があることから、M R I による経過観察が必要である。

以上のことから、脳動脈瘤術後の経過観察における E 202 磁気共鳴コンピューター断層撮影（M R I 撮影）の算定は、原則として認められると判断した。

なお、撮影時期及び撮影回数については、個別に判断することとする。